

一、採業時間ハ來ル八月末日迄ハ紡績部十一時間織布部十時間ノ各正
 味連轉トナシ九月以降ハ二交替制採用ノ豫定ナルヲ以テ自然九時
 間就業トナルベシ 但シ産業専攻ノ者ハ此ノ限りニ非ズ
 二、年功加俸ハ復活スルコトヲ得ザルモ會社ニ於テハ現在ノ有資者
 ニシテ従前ノ支給規定ニ適合セル者ニ對シテハ期末ニ於テ半期間
 ノ成績ヲ考査シ賞與ニ心スルモノナリ 但シ本年六月マデノ分ハ
 一時金ノ名ヲ以テ既ニ支給済ナルヲ以テ七月分以降ニ於テ之ヲ心
 ス
 三、給品部並ニ食事ノ改善ニ努ムルコト並ニ社宅居住者ノ家族ニ對シ
 テハ雇入レノ後先途衡ヲナスベシ慰安會開催其他勞働條件ニ付テ

財團法人協同會大阪支所

解決

日本堺署長ハ五日兩者ヲ召致シテ斡旋ノ勞ヲトリ六日朝次ノ如ク覺
 書ヲ締結セリ

覺書

一、採業時間ハ來ル八月末日迄ハ紡績部十一時間織布部十時間ノ各正
 味連轉トナシ九月以降ハ二交替制採用ノ豫定ナルヲ以テ自然九時
 間就業トナルベシ 但シ産業専攻ノ者ハ此ノ限りニ非ズ
 二、年功加俸ハ復活スルコトヲ得ザルモ會社ニ於テハ現在ノ有資者
 ニシテ従前ノ支給規定ニ適合セル者ニ對シテハ期末ニ於テ半期間
 ノ成績ヲ考査シ賞與ニ心スルモノナリ 但シ本年六月マデノ分ハ
 一時金ノ名ヲ以テ既ニ支給済ナルヲ以テ七月分以降ニ於テ之ヲ心
 ス

三、給品部並ニ食事ノ改善ニ努ムルコト並ニ社宅居住者ノ家族ニ對シ
 テハ雇入レノ後先途衡ヲナスベシ慰安會開催其他勞働條件ニ付テ